

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年8月20日)

- 1 鳥取自動車道用瀬インターチェンジの既設誘導看板等の見直しについて
【道路企画課】 1 ページ
- 2 斐伊川水系河川整備計画の策定について【河川課】 2 ページ
- 3 急傾斜地崩壊危険区域の緊急点検の結果について【治山砂防課】 9 ページ
- 4 境港の「新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾」
(いわゆる重点港湾) 選定について【空港港湾課】 10 ページ
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【道路建設課、河川課、治山砂防課】 12 ページ

県 土 整 備 部

鳥取自動車道用瀬インターチェンジの既設誘導看板等の見直しについて

平成 22 年 8 月 20 日
県土整備部道路企画課
警察本部交通部交通規制課

1 経緯

平成 22 年 4 月 21 日の常任委員会で、鳥取自動車道用瀬インターチェンジの通行に際し、パーキング内を通行することから各方面への出入口がわかりづらいとの意見をいただき、関係機関（国、県、県警察）で協議した結果、既設誘導看板の見直しを行い、8 月 6 日に既設誘導看板をリニューアルしましたので報告します。

2 現状

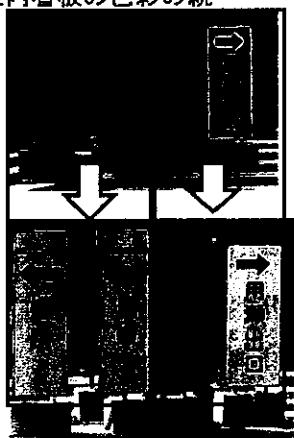
- 平成 20 年 3 月の供用時に用瀬インターチェンジの通行方法がわかりにくいとの意見が多く、誘導看板を設置。
- 国土交通省が行った流動調査の結果、昨年の 5 月に比べ今年の 5 月は通行量が約 3 倍に増加したものの、迷走または誤った走行をした車両の割合は減少。
- 既設誘導看板の設置によるある程度の効果はあったものと推察されるが、まだ、誤走行する車両があることから、関係機関（国、県、県警察）と対策を協議。

(4/26 日 : 現地協議、5/28 誘導看板 1 基新設、6/4 対策協議、8/6 対策を実施)

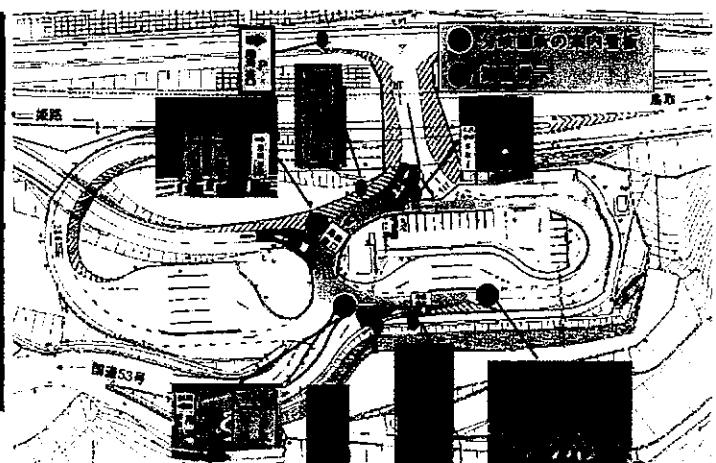
3 既設誘導看板の見直し内容

- 既設看板は、全て黄色地に黒文字で同じに見え、分かりづらい。
- 本線案内看板を白地に緑文字に変更し、他の看板と区別化を図る。
- 鳥取道との標記を本線に変える。

【既設誘導看板の見直し】
案内看板の色彩の統一



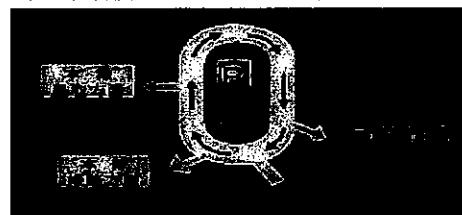
【用瀬 I C リニューアル後】



4 今後の対応について

- 既設誘導看板の見直しによる状況を観察する。
- 地域の方や利用者へアンケートを実施し、その意見を踏まえ、用瀬 I C 全体のイメージ案内看板の設置等を検討する。（国交省）

(参考 : 用瀬 I C イメージ図)



斐伊川水系河川整備計画の策定について

平成22年8月20日

河 川 課

国土交通省中国地方整備局から「斐伊川水系河川整備計画（案）」に係る知事意見を伺う協議文書（平成22年6月4日付け）が送付され、県が米子・境港両市に意見を照会し、7月下旬に両市からそれぞれ付帯意見付きで国の計画を了承する旨の回答がありました。

両市の意見を踏まえ、本県の意見を付して計画を了承する回答を国に行います。

1 境港市

7月26日 境港市から県へ下記意見を付して同意の回答。

- (1) 斐伊川水系大橋川改修事業の実施において、市が知事に対して同意する際に付した意見を踏まえ、国交省が県に回答（平成21年12月17日付国中整河計第61号；資料1）した内容を確実に履行されること
- (2) 中海及び境水道の護岸整備については、境港市が予定する内水対策事業と調整を図りながら、国、県、市が連携し一体となって実施すること

2 米子市

7月29日 米子市から県へ下記意見を付して同意の回答。

- (1) 鳥取・島根両県知事で交わされた協定（平成21年12月19日；資料2）内容が確実に履行されること

3 鳥取県

本県から国土交通省中国地方整備局へ下記意見を付して回答予定。

- (1) 斐伊川水系大橋川改修事業に当たって、平成21年12月17日付の回答文書（国中整河計第61号）で当県に示された内容を誠実かつ確実に履行すること
- (2) 中海及び境水道の護岸整備については、米子市・境港市が策定する内水排除計画に基づく内水対策事業と調整を図りながら、県、両市と連携し一体となって実施すること
- (3) 浅場造成など生物の生息・生育・繁殖環境の再生やそれに伴う自然浄化機能の再生が期待できる事業については、事業効果を確認しながら積極的に推進すること

4 今後について

今後、国土交通省中国地方整備局が環境省・中国四国農政局等国の機関と協議を行い、策定、公表される予定。（資料3）

写

資料

1

国中整河計第 61号
平成 21年12月17日

鳥取県知事 平井伸治様

国土交通省

中国地方整備局長 福田 功

斐伊川水系大橋川改修事業の実施について（回答）

平成21年12月15日付け200900140566号で照会のあった標記について、当局の考えは以下のとおりです。

記

1 中海護岸等の整備

(1) 第2回中海護岸等整備促進協議会で示された整備方針を斐伊川水系河川整備計画に盛り込むとともに、境港市及び米子市の要望事項並びに当県の確認事項に対する貴局の回答内容を履行すること。

第2回中海護岸等整備促進協議会において提示した中海湖岸堤の整備方針の考え方を河川整備計画原案に盛り込むとともに、これまでの境港市及び米子市の要望事項並びに貴県の確認事項に回答した内容のとおり履行する。

(2) 米子・境港両市の安全性を確保するために、大橋川のしゅんせつ、掘削に先行して、中海の暫定護岸並びに境水道の護岸整備を実施すること。

中海湖岸堤及び境水道の堤防整備については、第2回中海護岸等整備促進協議会において提示した工程表に基づき、大橋川改修の進捗と整合性をもって実施する。

なお、境水道の堤防整備にあたっては、境港市が実施を検討している内水対策とも調整を図り実施する。

(3) 渡瀬港の整備や内水対策など中海護岸整備に関連した事業の実施に当たり、積極的な支援を行うこと。

中海湖岸堤整備に関連した事業の実施にあたっては、湖岸堤整備に伴って必要となる樋門、樋管の整備を行うほか、具体的な要望に基づき、湖岸堤整備に伴う発生土の活用など、河川管理者として積極的に協力する。

2 大橋川改修事業に係る環境調査

環境アセスメントにおける本県意見に対して示された事業者見解を履行すること。

特に、大橋川改修事業の実施に必要な環境監視計画作成に当たっては、素案を作成し協議を行うこと。

環境調査においては、モニタリング計画（環境監視計画）の策定を含め、貴県に提示した事業者見解の通り履行する。

3 中海の水質改善対策

中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、新たに設置される中海及び沿岸域の水に関する諸問題を検討する協議会において、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

中海の水質改善対策については、これまででも河川管理者として推進しているところであり、今後も引き続き、関係機関と連携し、地域の意見も十分尊重しながら取り組む。

大橋川改修事業が水環境などに与える影響の程度については、定期的な調査等により確認していくこととしており、環境調査で予測し得なかった影響が発生した場合は、適切な対応を行うため、原因究明のための調査並びに新たな環境保全措置を含めた対策について、関係機関と協議を行う。

なお、中海及び沿岸域の水に関する諸問題を検討する協議会については、既存の協議会等も踏まえ、河川管理者として関係機関と調整のうえ設置に向け取り組む。

4 その他

(1) 弓ヶ浜半島における農地の排水不良も協議検討する場である上記3の協議会を定期的に開催すること。

農地の関係機関も加わった上記3の協議会について、関係機関の了解が得られれば、定期的に開催することに異存はない。

(2) 近年の局地的豪雨の頻発を踏まえ、治水計画における基礎数値の見直しが生じた場合は、適時治水計画の見直しを行い、地域の安全性の確保に努めること。

今後、地球温暖化に伴う気候変動等に関する新たな知見により、潮位等計画の基礎となる数値の見直しが生じた場合は、必要に応じて計画を見直すこととする。

写

資料 2

協定書

中海は、鳥取・島根両県にまたがるラムサール条約の登録湿地であり、両県共有の貴重な財産である。

中海では、両県及び国、沿岸市町を始めとする関係機関や住民団体などが連携し、自然環境を保全しつつ、中海から得られる恵みを賢く利用（ワイズユース）する継続的な取組が展開されている。

一方、これまで中海や大橋川を含む斐伊川水系には、幾多の水害に見舞わされてきた歴史があり、一刻も早い、沿岸住民の安全と安心の確保が求められている。

大橋川改修事業の実施に当たっては、先人達が、長年にわたりこの地域の治水対策を検討してきたという歴史の重みをしっかりと受け止め、この事業を未来に向い、より良い中海圏域を築くための新たな一歩とすることが重要である。

このような認識のもと、両県は、関係機関とともに、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、以下について合意する。

（合意事項）

- 1 両県は、共同して中海を貴重な財産として未来に向かって活用、継承していくこととする。
- 2 両県は、国による斐伊川水系大橋川改修事業の実施に当たり、共同して次の事項を国に求めていくこととする。
 - (1) 大橋川改修事業及び中海護岸整備について、中海護岸等整備促進協議会において国が示した工程表に沿った整備を実施すること。
 - (2) 中海の水質改善に対する地元自治体や住民の強い要望を勘案のうえ、中海の環境保全のため、水質や流動などに係るモニタリングを継続的に実施し、その結果を住民へ適時公表すること。
 - (3) 両県及び関係市町が中海護岸及び境水道の護岸の整備等に関する国に要望したことに対する回答内容を確実に履行すること。
 - (4) 大橋川改修事業及び中海護岸整備の進捗状況を確認するとともに、中海とその沿岸域の水に関する諸問題を検討する場として、両県、中海沿岸市町及び国（国土交通省、農林水産省）で構成される協議会を設置すること及びその協議会を毎年度開催すること。
- 3 両県は、国土交通省とともに水質モニタリングを継続的に実施するなど、引き続き中海の水質改善に努めることとする。

なお、中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、上記協議会において国とともに、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

平成21年12月19日

鳥取県知事

平井伸治

島根県知事

溝口善矢

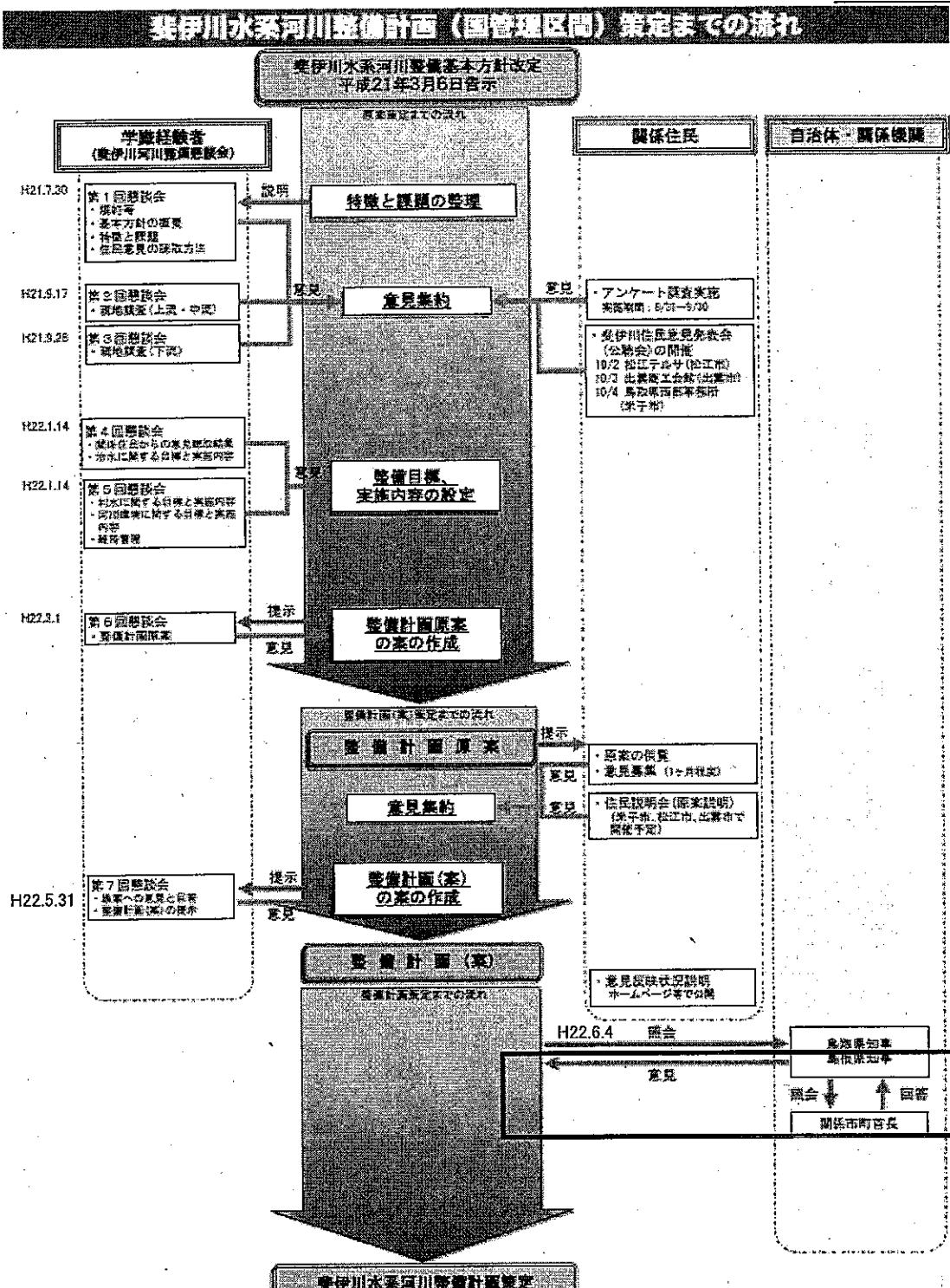


表 5-1 整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画立案期間	
			短期	中期
ダム・放水路	(1) - (3)	ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び狩戸川の河川整備	→ [見解]	
斐伊川 本川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理	[見解] →	
	(4)	堤防強化対策	[見解] →	
天道瀬	(3)	湖岸堤防の整備	[見解] →	
大橋川	(2)	岐阜郡の堤防（堤防の整備含む）	[設計段階・用地買収・補償工事等] → [下流部低幅工事] → [上流部低幅工事]	
		堤防の整備（計画高水位まで） 木門寺の整備	[見解] →	
		堤防の整備（計画堤防高まで）	[見解] →	
中海・排水道	(1)-(2)	湖岸堤防の整備	[整備検査所 (1)] → [定期検査所 (1)] → [中期整備箇所 (1-2)]	

出典：斐伊川河川整備計画(案)



発米建企第 10 号
平成 22 年 7 月 29 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 野坂 康夫



斐伊川水系河川整備計画の策定について（回答）

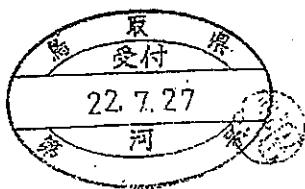
平成 22 年 6 月 10 日付け第 201000046060 号で照会のあった標記のことについて、以下の意見を付して同意します。

記

- 1 国による斐伊川水系大橋川改修事業の実施にあたり、次の事項を国に求めること。
 - (1) 大橋川改修事業及び中海護岸整備について、中海護岸等整備促進協議会において国が示した工程表に沿った整備を実施すること。
 - (2) 中海の環境保全のため、水質や流動などに係るモニタリングを継続的に実施し、その結果を住民に適時公表すること。
 - (3) 鳥取・島根両県及び関係市町が中海護岸の整備等に関する要望した事項に対する回答内容を確実に履行すること。
 - (4) 大橋川改修事業及び中海護岸整備の進捗状況を確認するとともに、中海とその沿岸域の水に関する諸問題を検討する場として、両県、中海沿岸市町及び国（国土交通省、農林水産省）で構成された「中海会議」を毎年度開催すること。
- 2 鳥取・島根両県は、国土交通省とともに水質モニタリングを継続的に実施するなど、引き続き中海の水質改善に努めること。

なお、中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、「中海会議」において国とともに、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

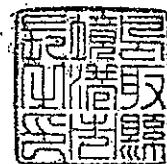
以上、平成 21 年 12 月 19 日付鳥取・島根両県知事で交わされた協定内容が確実に履行されること。



受 境 管 第 207 号
平成 22 年 7 月 26 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 中村 勝治



斐伊川水系河川整備計画の策定について(回答)

平成 22 年 6 月 10 日付け第 201000046060 号で照会のあった標記のことについては、以下の意見を付して同意します。

記

1. 斐伊川水系大橋川改修事業の実施において、境港市が平成 21 年 12 月 5 日付け鳥取県知事に対して同意する際に付した意見を踏まえ鳥取県が平成 21 年 12 月 15 日付けで国土交通省に対して照会し回答があった内容(平成 21 年 12 月 17 日付け国中整河計第 61 号)が確実に履行されること。
2. 中海及び境水道の護岸整備については、境港市が予定する内水対策事業と調整を図りながら、国、県、市が連携し一体となって実施すること。

急傾斜地崩壊危険区域の緊急点検の結果について

平成22年8月20日
県土整備部治山砂防課

平成22年7月16日に島根県松江市で発生した豪雨災害を踏まえ、同様の災害を未然に防止する観点から、県内における急傾斜地崩壊危険区域について、目視による緊急点検を行いました。

その結果は下記のとおりです。

記

1. 点検結果

調査対象箇所数		箇所数	備考
区分 I	緊急に対策が必要な箇所	16	例： ・斜面に滑り落ちる恐れがある転石が存在。 ・斜面に存在する岩盤が剥離し、滑り落ちる恐れがある。
区分 II	緊急に対策は必要ないが、今後、詳細な調査が必要な箇所	43	例： ・斜面に滑り落ちる恐れがある小さな転石が存在するが、急傾斜施設が整備済で人家に喫緊の影響はない。 ・急傾斜施設に小規模な亀裂等が存在するが喫緊の影響はない。
区分 III	当面対策が必要なく経過観察する箇所	120	例： ・斜面に小規模な土砂流出等があるが、急傾斜施設等が整備済で人家に影響はない。
区分 IV	異常無し	175	

※1. 本点検結果は、いずれも目視による緊急点検によるものであり、人家等に影響がないとされた箇所であっても、今後の大雨等による状況変化も想定される。

※2. 1箇所に区分I、II、IIIがそれぞれある場合、区分Iとしてカウントしている。

区分Iの市町村別箇所数

市町村名	箇所数	うち対策中箇所
鳥取市	4	1
岩美町	1	0
八頭町	2	2
倉吉市	1	0
湯梨浜町	2	0
琴浦町	2	1
米子市	1	0
伯耆町	1	0
日野町	2	0
合計	16	4

区分Iの16箇所のうち、現在対策中の4箇所以外の12箇所については、当初予算の流用等による対応を検討。

2. 点検概要

点検対象：急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所全て（354箇所）

点検期間：平成22年7月26日（月）～29日（木）

点検方法：県職員、砂防ボランティア協会会員及び土木防災ボランティア会員による目視点検（延べ73班）

※3. 砂防ボランティア協会：土砂災害の防止に関して砂防ボランティア活動を行うことを目的として創設された組織。県職員OB・コンサルタント等、民間の砂防、地すべり及び急傾斜地等の知識を有する者で構成

※4. 土木防災ボランティア：地震及び風水害などの災害発生時に被災情報の通報、被害拡大防止の助言、応急措置への対応等の支援活動を行うことを目的として創設された組織。県職員（土木系技術職員）OBで構成

点検項目：転石・落石、崩壊発生、亀裂・段差、沈没・沈下、はらみだし、湧水・濁水、植生の異常、急傾斜施設の変状、その他の状況 の有無

境港の「新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾」 (いわゆる重点港湾) 選定について

平成22年8月20日
空港港湾課

1. 概要

国が直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、8月3日に「新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾」(いわゆる重点港湾) 43港を発表し、そのひとつに境港が選定された。

地方	新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾
北海道	石狩湾新港、函館港、釧路港
東北	八戸港(青森)、青森港(青森)、大船渡港(岩手)、秋田港(秋田) 酒田港(山形)、小名浜港(福島)
関東	茨城港(茨城)、鹿島港(茨城)、木更津港(千葉)、横須賀港(神奈川)
北陸	金沢港(石川)、敦賀港(福井)
中部	御前崎港(静岡)、衣浦港(愛知)、三河港(愛知)
近畿	舞鶴港(京都)、東播磨港(兵庫)
中国	境港(鳥取)、浜田港(島根)、宇野港(岡山)、福山港(広島) 呉港(広島)、岩国港(山口)、宇部港(山口)
四国	徳島小松島港(徳島)、坂出港(香川)、高松港(香川)、松山港(愛媛) 東予港(愛媛)、高知港(高知)
九州 沖縄	苅田港(福岡)、伊万里港(佐賀)、長崎港(長崎)、八代港(熊本) 大分港(大分)、中津港(大分)、細島港(宮崎)、鹿児島港(鹿児島) 那覇港(沖縄)、中城湾港(沖縄)

2. 今後の対応

重点港湾の選定により、新規事業の採択が可能になることから、境港の今後の更なる発展のために必要な岸壁整備の新規採択を引き続き強く要望していく。

【新規要望岸壁】

直轄事業：中野地区多目的国際ターミナル整備事業

(目的) 原木輸送船の大型化への対応

補助事業：竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業

(目的) 環日本海定期貨客船などへの対応

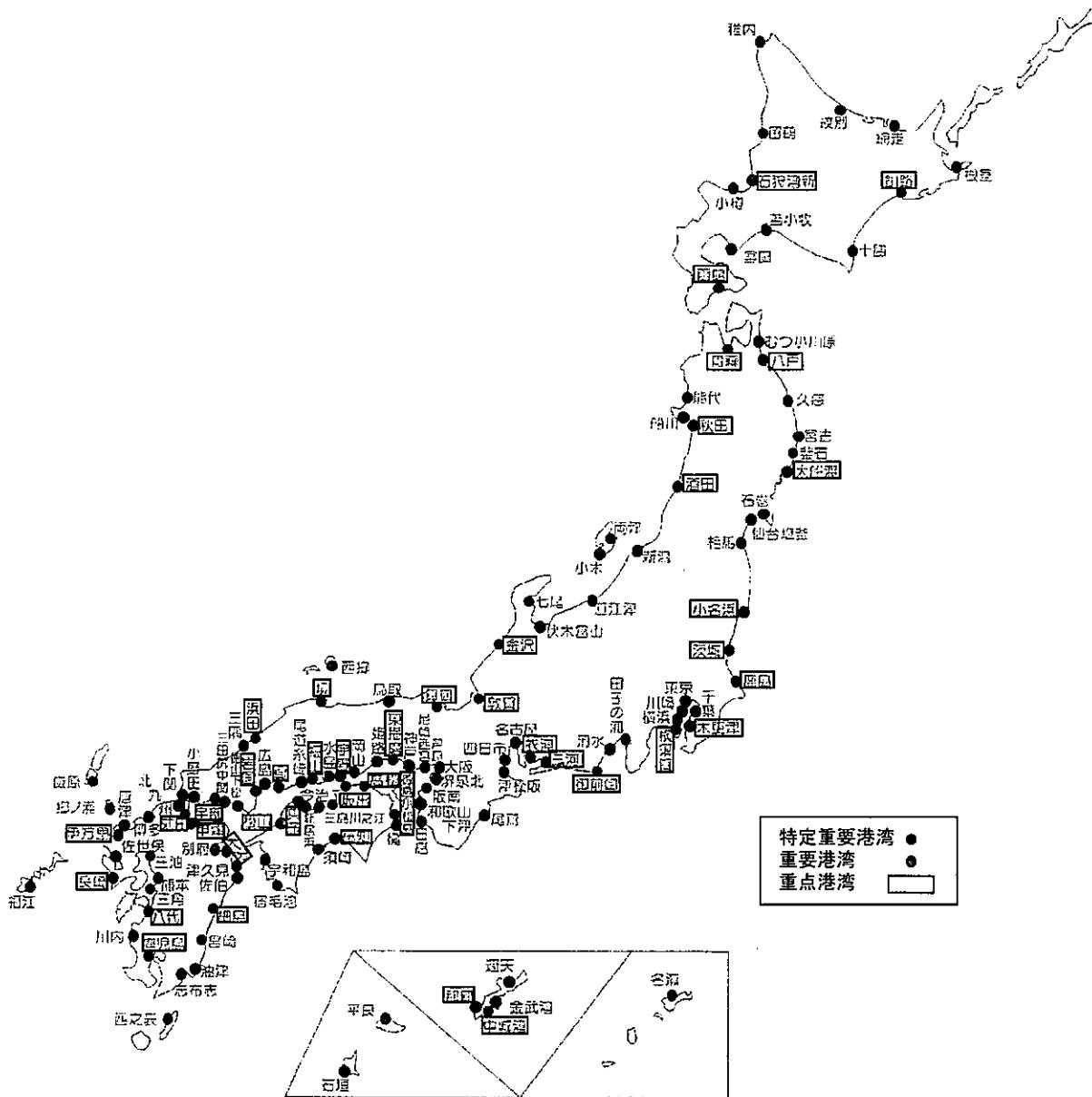
また、日本海側拠点港の選定に向けて、境港の独自性や優位性をアピールしていきたい。

3. 鳥取港について

鳥取港については、現在整備中の西浜航路開設(直轄事業、補助事業)の着実な推進について、国に強く要望していく。

平成22年8月3日
空港港湾課

○新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾(重点港湾)箇所図



※平成22年8月3日国土交通省発表資料をもとに作成

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

県土整備部 主務課 【変更分】						
工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課 国道482号若荷谷3号橋上部工架設工事(補助改良)	八頭郡若桜町若荷谷	(株)富士ビビー・エス鳥取営業所 所長 久林 正和	(当初契約額) 383,250,000円	平成21年9月17日～ 平成22年3月19日	(当初契約年月日) 平成21年9月17日	
		(第1回変更後契約額) 383,250,000円 〔 △ 0円 〕 (変更額) 0円	平成22年6月18日	(第1回変更契約年月日) 平成22年3月10日		
		(第2回変更後契約額) 383,250,000円 〔 △ 0円 〕 (変更額) 0円		(第2回変更契約年月日) 平成22年6月4日	(内容変更のみ)	
道路建設課 岩美広域農道(仮称)長清水橋上部工事(道交付金)工ム・テック・藤原組 特定建設工事共同企業体 代表者 (株)工ム・テック 岩美工事 所長 枝野 良	鳥取市福部町久志羅	岩美広域農道(仮称)長清水橋上部工事(道交付金)工ム・テック・藤原組 特定建設工事共同企業体 代表者 (株)工ム・テック 岩美工事 所長 枝野 良	(当初契約額) 149,100,000円 〔 △ 0円 〕 (変更額) 0円	平成20年11月18日～ 平成21年9月17日	(当初契約年月日) 平成20年11月17日	
		(第1回変更後契約額) 149,100,000円 〔 △ 0円 〕 (変更額) 0円	平成22年3月14日	(第1回変更契約年月日) 平成21年9月16日		
		(第2回変更後契約額) 149,100,000円 〔 △ 0円 〕 (変更額) 0円	平成22年7月20日	(第2回変更契約年月日) 平成22年3月12日		
		(第3回変更後契約額) 149,942,100円 〔 △ 842,100円 〕 (変更額) 842,100円		(第3回変更契約年月日) 平成22年7月16日		
		(第4回変更後契約額) 148,691,550円 〔 △ 1,250,550円 〕 (変更額) △ 1,250,550円		(第4回変更契約年月日) 平成22年7月20日		

【変更分】		主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課 〔八頭総合事務所〕 国土整備局	県道津山智頭八東線改良工事 (交付金改良)	八頭郡 智頭町 智頭	(株)寺谷組 代表取締役 山本 稔	(当初契約額) 96,495,000円	平成21年8月5日～ 平成22年7月30日	(当初契約年月日) 平成21年8月5日	(第1回変更契約年月日) 平成22年4月30日	(第1回変更契約年月日) 平成22年7月16日	(第2回変更契約年月日) 平成22年7月21日
道路建設課 〔八頭総合事務所〕 国土整備局	広畠野3期基幹農道改良工事(3 工区)(基幹農道)	八頭郡 八頭町 妻鹿野	(有)中田組 代表取締役 中田 秋満	(当初契約額) 91,350,000円	平成22年3月25日～ 平成22年10月25日	(当初契約年月日) 平成22年3月25日	(第1回変更契約年月日) 平成22年7月27日	(第1回変更契約年月日) 平成23年2月3日	(第1回変更契約年月日) 平成23年7月21日
道路建設課 〔西部総合事務所〕 国土整備局	街路米子駅陰田線改良工事(7工 区)(交付金)	米子市 大谷町	美保テクノス(株) 取締役社長 野津 一成	(当初契約額) 98,280,000円	平成22年6月21日～ 平成23年2月3日	(当初契約年月日) 平成22年6月18日	(第1回変更契約額) 96,674,550円 (変更額) △1,605,450円	(第1回変更契約年月日) 平成22年7月21日	(第1回変更契約年月日) 平成23年7月21日

国土整備部

[変更分] 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘要
道路建設課 [西部総合事務所] 国土整備局	街路米子駅陰田線改良工事(4工区)	米子市末広町	イワタ建設(株) 代表取締役 岩田 義美	(当初契約額) 170,100,000円	平成21年9月17日 ~ 平成22年3月15日	(当初契約年月日) 平成21年9月16日	
				(第1回変更後契約額) 166,640,250円 (変更額) △3,459,750円	(変更後工期) 平成22年6月10日	(第1回変更契約年月日) 平成22年3月12日	
				(第2回変更後契約額) 178,257,450円 (変更額) △11,617,200円	(変更後工期) 平成22年7月15日	(第2回変更契約年月日) 平成22年6月4日	
				(第3回変更後契約額) 181,021,050円 (変更額) △2,763,600円		(第3回変更契約年月日) 平成22年7月14日	
				(当初契約額) 96,390,000円	平成21年9月9日 ~ 平成22年3月15日	(当初契約年月日) 平成21年9月8日	
				(第1回変更後契約額) 95,433,450円 (変更額) △956,550円	(変更後工期) 平成22年7月18日	(第1回変更契約年月日) 平成21年10月2日	
				(第2回変更後契約額) 111,214,950円 (変更額) △15,781,500円		(第2回変更契約年月日) 平成22年3月12日	
				(第3回変更後契約額) 111,214,950円 (変更額) 0円		(第3回変更契約年月日) 平成22年3月24日	内容変更のみ
				(第4回変更後契約額) 113,492,400円 (変更額) △2,277,450円	(変更後工期) 平成22年10月29日	(第4回変更契約年月日) 平成22年7月16日	

主務課 〔郵便番号 西部総合事務所 国土整備局〕	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課 〔郵便番号 国土整備局〕	国道181号改良工事(2工区)(地創交付金)	西伯都 伯耆町 坂長	(株)大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 94,500,000円	平成21年9月11日 ~ 平成22年3月15日	(当初契約年月日) 平成21年9月10日	
				(第1回変更契約額) 110,005,350円 (変更額) [15,505,350円]		(第1回変更契約年月日) 平成22年2月2日	
				(第2回変更契約額) 110,005,350円 (変更額) [0円]		(第2回変更契約年月日) 平成22年3月12日	
				(第3回変更契約額) 112,578,900円 (変更額) [2,573,550円]		(第3回変更契約年月日) 平成22年10月31日	
						(第1回変更契約年月日) 平成22年7月29日	
道路建設課 〔郵便番号 日野総合事務所 国土整備局〕	国道482号下牧屋工区2号橋P1・P2橋脚工事(交付金改良)	日野郡 江府町 下牧屋	(株)かわばた 代表取締役 川端 雄勇	(当初契約額) 146,265,000円	平成21年8月12日 ~ 平成22年3月15日	(当初契約年月日) 平成21年8月12日	
				(第1回変更契約額) 155,889,300円 (変更額) [9,624,300円]		(第1回変更契約年月日) 平成22年7月30日	
				(第2回変更契約額) 157,251,150円 (変更額) [1,361,850円]		(第2回変更契約年月日) 平成22年7月29日	

【変更分】		工事名	工事場所	要約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘要
主務課	道路建設課 〔日野総合事務所 県土整備局〕	国道482号下牧屋工区道路改良工事(3工区)(交付金改良)	日野郡江府町下牧屋	(有)住田組 代表取締役 住田 孝昭	(当初契約額) 112,875,000円	平成21年9月3日～ 平成22年3月16日	(当初契約年月日) 平成21年9月3日	県土整備部
					(第1回変更後契約額) 121,965,900円 〔 9,090,900円〕	(変更後工期) 平成22年7月31日～ 平成22年3月10日	(第1回変更契約年月日) 平成22年3月10日	
					(第2回変更後契約額) 122,335,500円 〔 369,600円〕	(変更後工期) 平成22年9月20日～ 平成22年7月30日	(第2回変更契約年月日) 平成22年7月30日	
		県道日野溝口線下黒坂工区(Ⅱ期) 改良工事(2工区)(交付金改良)	日野郡日野町下黒坂	県道日野溝口線下黒坂工区(Ⅱ期) 改良工事(2工区)(交付金改良) 建設・おかだ特定建設工事共同企業 体 代表者 (有)岡田建設 代表取締役 岡田 浩徳	(当初契約額) 115,815,000円 〔 0円〕	平成22年3月17日～ 平成22年11月11日	(当初契約年月日) 平成22年3月17日	
					(第1回変更後契約額) 115,815,000円 〔 0円〕	(変更後工期) 平成23年1月20日～ 平成22年7月30日	(第1回変更契約年月日) 平成22年7月30日	
					(当初契約額) 95,025,000円 〔 0円〕	平成21年10月8日～ 平成22年3月15日	(当初契約年月日) 平成21年10月7日	
					(第1回変更後契約額) 95,025,000円 〔 0円〕	(変更後工期) 平成22年6月20日～ 平成22年3月12日	(第1回変更契約年月日) 平成22年3月12日	
					(第2回変更後契約額) 104,676,600円 〔 9,651,600円〕	(変更後工期) 平成22年7月30日～ 平成22年5月14日	(第2回変更契約年月日) 平成22年5月14日	
					(第3回変更後契約額) 104,379,450円 〔 △297,150円〕		(第3回変更契約年月日) 平成22年7月26日	

【変更分】

国土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
河川課 〔東部総合事務所 県土整備局〕	塩見川広域河川改修工事(2工区)	鳥取市福部町細川	やまこう建設(株) 代表取締役社長 田中 義昌	(当初契約額) 128,835,000円 (第1回変更額) △137,484,900円 (変更額) 8,649,900円	平成22年3月31日～平成22年12月16日 (変更後工期) 平成23年1月18日	(当初契約年月日) 平成22年3月30日 (第1回変更契約年月日) 平成22年7月15日	
河川課 〔東部総合事務所 県土整備局〕	塩見川広域河川改修工事(掘削工)	鳥取市福部町細川	塩見川広域河川改修工事(掘削工) 特定建設工事共同企業体 代表者 やまこう建設(株) 代表取締役社長 田中 義昌	(当初契約額) 104,265,000円 (第1回変更額) △105,780,150円 (変更額) 1,515,150円	平成22年3月3日～平成22年10月29日 (第1回変更契約年月日) 平成22年7月20日	(当初契約年月日) 平成22年3月2日 (第1回変更契約年月日) 平成22年7月20日	
治山砂防課 〔八頭総合事務所 県土整備局〕	内町宮ノ谷川砂防激甚災害対策 特別緊急工事	八頭郡若狭町赤松	中一建設(株) 代表取締役 中尾 仁	(当初契約額) 161,700,000円 (第1回変更額) △159,831,500円 (変更額) △1,886,850円	平成21年8月27日～平成22年7月22日 (第2回変更契約額) 平成22年11月12日	(当初契約年月日) 平成21年8月27日 (第1回変更契約年月日) 平成22年2月25日 (第2回変更契約年月日) 平成22年7月22日	